

高齢者の肺炎球菌ワクチンが 一部公費負担で受けられます。

肺炎は、細菌やウイルスなどが肺に入り込んで起こる炎症です。肺炎の原因となる細菌やウイルスには様々な種類のものがありますが、日常でかかる肺炎の原因菌で最も多いのは肺炎球菌という細菌です。

高齢者の肺炎球菌（23価肺炎球菌）ワクチンの接種により、肺炎球菌による感染症の予防や感染した場合の重症化を防ぐことができます。

■ 対象期間

65歳の誕生日前日～66歳の誕生日前日まで

（期間を過ぎると任意接種となり、全額自己負担となりますので御注意ください）

※接種日時点で川崎市に住民登録のある方が対象です。

○平成 26 年 10 月に定期予防接種として高齢者の肺炎球菌感染症が追加され、65 歳以上の方に接種機会を提供するため、令和 6 年 3 月 31 日まで経過措置期間が設けられました。令和 6 年 4 月 1 日からは経過措置期間の終了に伴い、予防接種法に基づく本来の対象者の 65 歳の方等*が対象となります。

※接種日に 65 歳の方及び満 60 歳～65 歳未満の方で、障害 1 級程度の心臓、腎臓、呼吸器の機能障害及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害のある方は対象となります。

例：昭和 33 年（1958 年）10 月 1 日生まれの方の場合

令和 6 年（2024 年）9 月 30 日まで定期予防接種として接種可能です

■ 接種回数

定期予防接種の対象期間中に 1 回

■ 接種場所

川崎市予防接種個別協力医療機関

※ 川崎市ホームページをご覧くださいか、川崎市予防接種コールセンター（044-200-0144）までお問合せください。



予防接種
協力医療機関名簿

肺炎球菌ワクチンの接種後には副反応が生じることがあります。

肺炎球菌ワクチンの接種後に主に見られる副反応には、接種部位の症状（痛み、赤み、腫れなど）筋肉痛、だるさ、発熱、頭痛などがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご参照ください。



厚生労働省HP
肺炎球菌感染症（高齢者）

⚠️ ご注意ください

高齢者の肺炎球菌（23 価肺炎球菌）ワクチンの接種を過去に 1 度でも受けたことがある方は公費負担で受けられません。

接種費用は裏面をご覧ください

■ 自己負担金

4,500円 (接種を受けた医療機関にお支払いください)

接種の際は、住所及び年齢を確認できるもの(健康保険証等)をお持ちください。

次の方は**無料**になります

- ①生活保護世帯に属する方
- ②市・県民税非課税世帯(世帯全員が市・県民税非課税)に属する方
- ③中国残留邦人等の方で支援給付を受けている方

無料となる場合は**証明する書類が必要になります**ので、次のもの(どれかひとつ)を医療機関に提示してください。
(**非課税証明書は世帯全員の非課税を証明する書類ではないため使用できません**ので、御注意ください。)

なお、提示をしなかった場合の払い戻しはいたしませんので、接種時に必ずお持ちください。

- **最新の生活保護決定通知書 又は 被保護証明書**
- **最新の介護保険料納入通知書**
(保険料段階が1～4段階のもの)
※納入通知書の再発行はできませんので御注意ください。
- **中国残留邦人等に対する支援給付本人確認証 又は 支援給付受給証明書**
(受給期間に接種日が含まれるもの)

※証明書類をお持ちでない場合は、自己負担金免除申請をしていただくことで、免除対象と確認できた場合は、免除対象者用予診票を発行いたします。

手続きは、オンライン手続きかわさき(e-KAWASAKI)を利用し、オンラインで申請または郵送申請が可能です。

詳細は市ホームページでご確認ください。



高齢者肺炎球菌
(市ホームページ)

■ 問合せ先

川崎市予防接種コールセンター

受付時間：8時30分から17時15分 月～金(祝日・年末年始除く)

電話：044-200-0144

FAX：044-200-1065

川崎市健康福祉局保健医療政策部 予防接種担当

川崎市ホームページ <https://www.city.kawasaki.jp/>

「川崎市 予防接種」で検索